

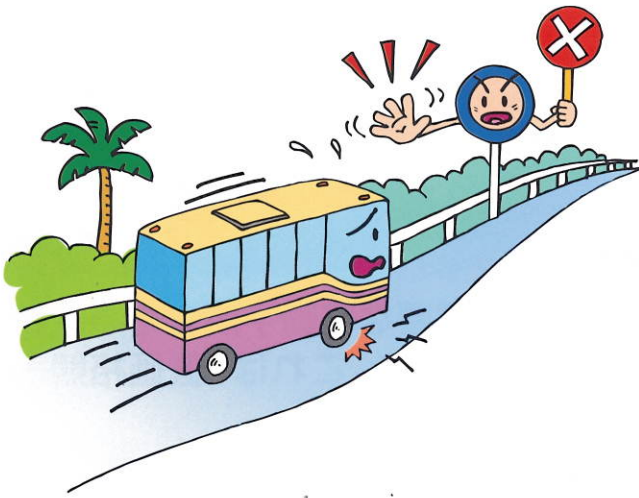
貸切バスからの お願い

※貸切バスは、多数の人命を預かる社会的にも極めて重要な移動手段であることから、販売価格を厳しくチェックするようになっていきます。これは、低価格競争が安全な運行に支障を生じさせるおそれがあるからです。



一般社団法人 沖縄県バス協会
平成26年度 運輸事業振興助成交付金事業

不当なダンピングでは 走れません。



バス会社は時間・距離に応じて、運賃の上限・下限を定めて各運輸局に届け出ており、この範囲内で運賃をいただくことになっています。下限運賃を下回することは、違法になります。

- ※1. 道路運送法第30条第2項又は9条の2第1項
事業の健全な発達を阻害する競争をしてはならない。
- 2. 行政処分 運賃料金の適正収受違反等その他
事業用自動車の使用停止処分になります。

貸切バスの運賃・料金とは…。

運賃

※①時間制運賃と②キロ制運賃を合算して運賃額とします。

①時間制運賃

出庫から帰庫までの時間に出庫点検・帰庫点検の各1時間ずつ合計2時間を加え、時間制運賃を乗じます(最低保障として3時間に点検時間の2時間を加算した5時間とします)。

②キロ制運賃

出庫から帰庫までの距離にキロ制運賃を乗じます。

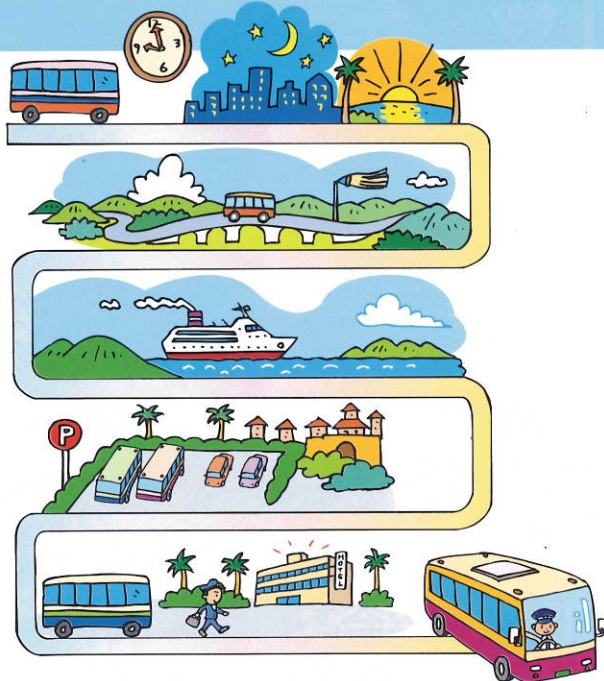
料金

①深夜早朝運行料金 PM10時～AM5時の間に時間単位で2割以内の割増を適用

②特殊車両割増料金 グレードの高い車両について、割増を設定

③交代運転手配置料金 長距離、長時間、夜間運行などで安全運行の為に交代運転手を配置した場合に適用します(法令により配置しないといけない場合があります)。

※一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の標準適用方法



実費負担

- ガイド料
- 有料道路利用料
- フェリー代金
- 駐車場料金
- 乗務員宿泊料など

みなさんが貸切バスを依頼される時 運賃だけに目がいてはいませんか？ 安全・安心の担保はどうなっているのでしょうか？

**貸切バス事業は、お客様の安全・安心のために
いろいろな義務が法律で定められています。**

1. 運賃について

新しい運賃制度が平成26年3月28日に公示されました。

新制度では、時間制運賃とキロ制運賃を合算してお客様に請求することとなります（次ページ参照）。

これは、地域ごとに貸切バスの原価、安全確保のコストを算定し割り出したものです。

下限運賃を下回る運賃での運行は、届出運賃違反として行政処分の対象となるとともに、安全が確保されていない可能性があります。

2. 安全を守るための決まり

車両の点検整備について

適切な研修を受けた整備管理者によって、日常点検や定期点検整備を実施して、バス車両の安全管理に努めています。

運行管理について

国家資格を持ち、適切な研修を受けた運行管理者によって、事故の原因となる過労運転、飲酒運転などがないよう、乗務員の監督、運行指示、点呼を実施しています。

運転手について

日雇いの雇用は法律で禁止されています。

3. 万一の時の補償（任意保険への加入）

車両整備、運行管理などの安全対策の徹底と同時に、万一の時の備えとして、自動車保険（任意保険）の加入が義務づけられております。対人無制限の基準が定められております。貸切バスの契約に際しては保険証書の確認をおすすめします。

4. 運賃・料金の割戻しの禁止

道路運送法第10条の規定により、收受した運賃・料金の割戻し（キックバック等）は禁止されております。

※車両停止等行政処分の対象となります。

5. 運送契約について

貸切バス契約に当たっては、契約者の氏名、連絡先、乗車申込人員、車種別の車両数、配車の日時・場所、行程等を記載した運送申込書の提出が必要です。また、引き受けたバス会社は運賃・料金等を記載した運送引受書の交付が義務付けられております。



一般貸切旅客自動車運送事業 (貸切バス事業)の運賃及び料金

沖縄県の貸切バス料金は、県内一律の公示運賃が決められております。

キロ制と時間制の2種類があり、合算して適用されます。

また、ガイド料金、高速道路料金、駐車料金、航送料、宿泊待機の際の宿泊料金等、実費については旅客の負担となります。

1. 沖縄県の公示運賃 (平成26年3月28日 沖縄総合事務局長公示)

単位：円

			上限額	下限額
運賃	キロ制運賃 (1km当たり)	大型車	250	170
		中型車	210	150
		小型車	180	120
	時間制運賃 (1時間当たり)	大型車	5,870	4,060
		中型車	4,960	3,430
		小型車	4,260	2,950
料金	交替運転者 配置料金	キロ制料金(1km当たり)	50	30
		時間制料金(1時間当たり)	3,040	2,110
	深夜早朝運行料金		時間制運賃及び交替運転者 配置料金(時間制料金)の 2割増以内	
	特殊車両割増料金		運賃の5割増以内	

※時間制運賃の場合、3時間未満の運送については5時間として計算した額とする。

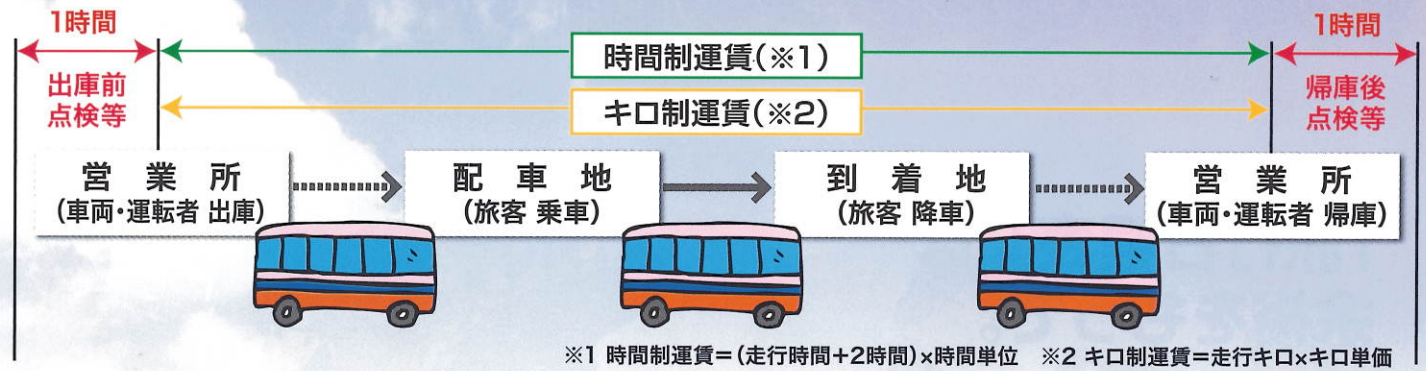
※運賃・料金に対しては別途消費税(8%)が加算されます。

※距離の端数については、10キロ未満は10キロに切り上げる。

※時間の端数については、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げる。



2. 運賃計算例 ※時間制運賃とキロ制運賃を合算して計算します。



運賃の積算例(大型車の基準運賃(キロ190円、時間4,520円)に基づいた計算例)

単位: 円

	出庫から帰庫までの所要時間									
	3時間	4時間	5時間	6時間	7時間	8時間	9時間	10時間	11時間	12時間
10Km	24,500	29,020	33,540	38,060	42,580	47,100	51,620	56,140	60,660	65,180
20Km	26,400	30,920	35,440	39,960	44,480	49,000	53,520	58,040	62,560	67,080
30Km	28,300	32,820	37,340	41,860	46,380	50,900	55,420	59,940	64,460	68,980
40Km	30,200	34,720	39,240	43,760	48,280	52,800	57,320	61,840	66,360	70,880
50Km	32,100	36,620	41,140	45,660	50,180	54,700	59,220	63,740	68,260	72,780
60Km	34,000	38,520	43,040	47,560	52,080	56,600	61,120	65,640	70,160	74,680
70Km	35,900	40,420	44,940	49,460	53,980	58,500	63,020	67,540	72,060	76,580
80Km	37,800	42,320	46,840	51,360	55,880	60,400	64,920	69,440	73,960	78,480
90Km	39,700	44,220	48,740	53,260	57,780	62,300	66,820	71,340	75,860	80,380
100Km	41,600	46,120	50,640	55,160	59,680	64,200	68,720	73,240	77,760	82,280
110Km	43,500	48,020	52,540	57,060	61,580	66,100	70,620	75,140	79,660	84,180
120Km	45,400	49,920	54,440	58,960	63,480	68,000	72,520	77,040	81,560	86,080
130Km	47,300	51,820	56,340	60,860	65,380	69,900	74,420	78,940	83,460	87,980
140Km	49,200	53,720	58,240	62,760	67,280	71,800	76,320	80,840	85,360	89,880
150Km	51,100	55,620	60,140	64,660	69,180	73,700	78,220	82,740	87,260	91,780
160Km	53,000	57,520	62,040	66,560	71,080	75,600	80,120	84,640	89,160	93,680
170Km	54,900	59,420	63,940	68,460	72,980	77,500	82,020	86,540	91,060	95,580
180Km	56,800	61,320	65,840	70,360	74,880	79,400	83,920	88,440	92,960	97,480
190Km	58,700	63,220	67,740	72,260	76,780	81,300	85,820	90,340	94,860	99,380
200Km	60,600	65,120	69,640	74,160	78,680	83,200	87,720	92,240	96,760	101,280
210Km	62,500	67,020	71,540	76,060	80,580	85,100	89,620	94,140	98,660	103,180
220Km	64,400	68,920	73,440	77,960	82,480	87,000	91,520	96,040	100,560	105,080
230Km	66,300	70,820	75,340	79,860	84,380	88,900	93,420	97,940	102,460	106,980
240Km	68,200	72,720	77,240	81,760	86,280	90,800	95,320	99,840	104,360	108,880
250Km	70,100	74,620	79,140	83,660	88,180	92,700	97,220	101,740	106,260	110,780
260Km	72,000	76,520	81,040	85,560	90,080	94,600	99,120	103,640	108,160	112,680

運賃計算式

- A: 走行時間(営業所の出発から営業所の帰庫まで。最低3時間とする。30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げ)
 B: 安全確認のために加算する時間(2時間)
 C: 時間単価(車種ごとの運賃は左ページ参照)
 D: 走行距離(営業所の出発から営業所への帰庫まで。10キロ単位端数は切り上げ)
 E: キロ単価(車種ごとの運賃は左ページ参照)

$$(A+B) \times C + D \times E = \text{貸切バス運賃}$$

※貸切バス運賃の対象となる時間と距離の範囲



上の図に基づいて計算すると...

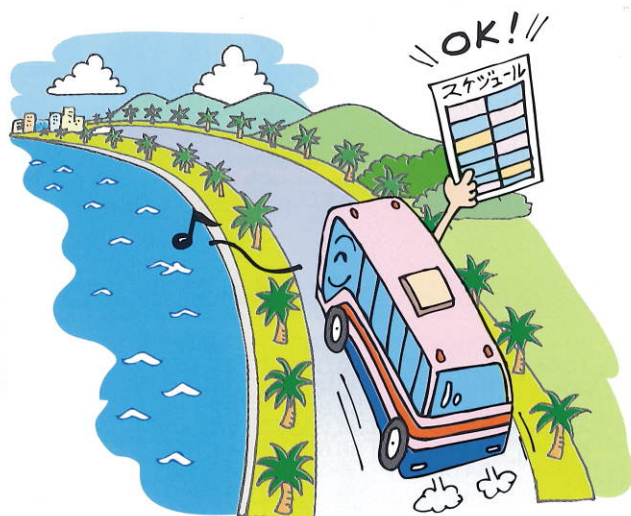
$$\text{貸切バス運賃額} = (8\text{時間} + 2\text{時間}) \times 4,520\text{円} + 200\text{Km} \times 190\text{円} = 83,200\text{円}$$



みんなの安心が楽しい

「旅行日程表」は 余裕をもって。

目的地間への移動時間が極端に短いなど、無理のある旅行行程は事故を発生させるおそれがあります。旅行行程は余裕をもって作成することをお願いします。



配車地・旅行行程中での バスの待機場所の確保。

路上でのご乗車は、交通渋滞や事故の原因となり、長時間の場合は道路交通法で処罰の対象となります。

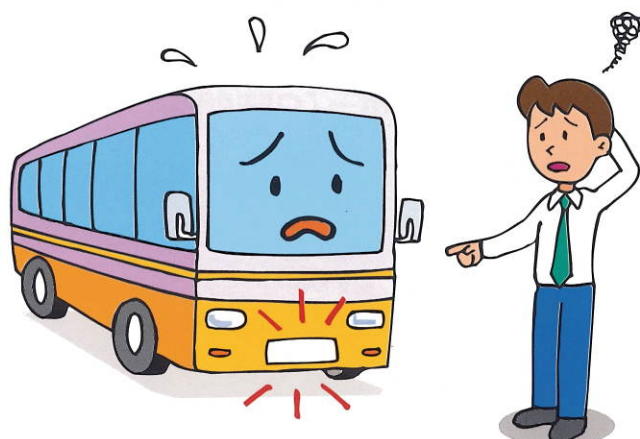
配車地等は他の交通や運行の妨げにならない場所をご指定いただき、また、配車後はできるだけすみやかに出発できるようにご協力ください。



白ナンバーのバスの 貸切行為の禁止。

自家用バス（白ナンバー）で有料でお客様を送迎する行為、観光地案内等を無料で運行する行為は法律で禁止されており、処罰されます。

また、レンタカーのバスを運転手付きで借りることも違法です。



※(1) 道路運送法第4条第1項 旅客運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

(2) 罰則 道路運送法第96条 許可なしに事業を営んだ者。3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金又はこの併科。

バス旅行をつくります。

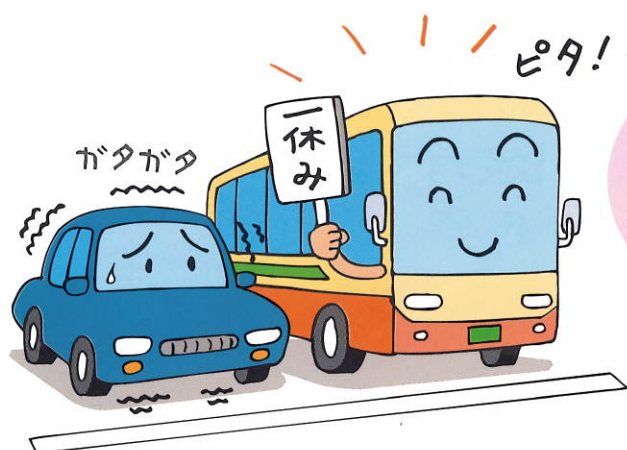
安心のシートベルト、 安全のバス旅行。

道路交通法が改正され、お客様の席もシートベルトの着用が義務化されました。

バスガイドは、業務上、席を立ったり移動することはありますが、安全のため、着席して案内をさせて頂く場合もありますので、予めご了承ください。

※道路交通法第71条の3第2項

自動車の運転者は、座席ベルトを装着しない者を運転者以外の乗車装置に乗車させて自動車を運転してはならない。



アイドリングストップへのご理解をお願いいたします。

環境保全と騒音防止のため、待機中のアイドリングストップにご理解とご協力をお願い致します。

ゴミはお持ち帰り 下さいますよう お願いいたします。

立ち寄り先などでお捨てにならないようお願いいたします。

